



草加市監査委員告示第2号

監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果に関する報告を同条第9項及び第10項並びに草加市監査基準（令和2年監査告示第4号）第17条の規定により、次のとおり公表する。

令和3年3月26日

草加市監査委員 中村幸彦

草加市監査委員 鈴木由和

令和 2 年度定例監査 結果報告

草加市監査基準（令和 2 年監査告示第 4 号）に準拠した定例監査を実施しましたので、次のとおり報告します。

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による定例監査

2 監査対象部局

総合政策部、市民生活部、建設部

3 監査対象事務

令和元年度及び令和 2 年度に執行された財務に関する事務とし、必要と認める場合は、平成 30 年度以前についても監査の対象としました。

なお、令和 2 年度については、原則として 9 月 30 日までに執行されたものとしました。

4 監査期間

令和 2 年 7 月 21 日（火）から令和 3 年 3 月 22 日（月）まで（講評を含む。）

5 監査の着眼点

「財務事務監査の着眼点」のとおり

6 監査の実施内容

草加市監査基準第 10 条の規定に基づき、監査対象の事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかを、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続により実施しました。

7 監査結果

(1) 総合政策部

総合政策部は、総合政策課、財政課、資産活用課、情報推進課、人権共生課、公共建築課、庁舎建設室の 6 課 1 室の体制となっています。

令和元年度の職員体制及び歳出決算額については次の表のとおりです。

○職員数（令和2年3月1日時点）※水道事業・病院事業を除く

部局	人数
総合政策部	56人
その他の部局	1,138人
全 体	1,194人

○令和元年度歳出決算額（一般会計）

部局	歳出決算額
総合政策部	8,429,825,557円
その他の部局	67,907,106,935円
全 体	76,336,932,492円

総合政策部は、市の中核的な役割を担い、市政全般を牽引する組織であると捉えています。

総合政策課においては、市の基本的な構想及び総合的な計画の策定のほか、広域行政に関することや、地域経営を推進するための情報収集、調査及び分析に関する事務などを担っています。

財政課においては、財政計画の立案・調整及び予算編成のほか、地方債や地方交付税に関する事務、寄附（現金）の受入れ、ふるさと納税基金に関する事務などを担っています。

資産活用課においては、市有財産（道路、水路等を除く）の統括管理及び損害保険のほか、本庁舎の管理及び取締り、市営住宅及び再開発住宅の管理、職員住宅及び教職員住宅の入退去及び管理、公共施設マネジメントの推進及び調整に関する事務などを担っています。

情報推進課においては、情報化に係る総合的な企画、推進及び調整のほか、情報セキュリティ対策、行政情報ネットワークの整備に関する事務などを担っています。

人権共生課においては、人権教育・啓発の推進に関する総合的な企画及び調整のほか、男女共同参画推進に関する総合的な企画及び調整、外国籍市民の人権推進や平和都市宣言に係る趣旨の普及に関する事務などを担っています。

公共建築課においては、公共建築物の建築計画及び修繕計画の調整のほか、公共建築物の建築及び建築設備工事の設計及び監督に関する事務などを担っています。

庁舎建設室においては、新庁舎建設に関する事務を担っています。

令和元年度及び令和2年度に執行された財務に関する事務について監査を実施したところ、概ね適正に執行されていることが認められました。

しかし、一部に適正を欠くものが見受けられましたので、適切な措置を講じてください。

指摘事項

随意契約によることができる予定価格の超過について【資産活用課】

契約行為に係る事務において、法令で定められた「随意契約によることができる予定価格」を超過した金額の案件のうち、競争入札の執行を行わず随意契約にて契約を締結しているものが見受けられました。

市が行う契約行為は、競争性及び透明性等を確保することが大原則であり、契約に係る法令を遵守することはもとより、市民への説明責任を果たすため、適正かつ正確な事務処理を行ってください。

(2) 市民生活部

市民生活部は、交通対策課、環境課、廃棄物資源課、市民課及びくらし安全課が置かれ、5課の体制となっています。

令和元年度の職員体制及び歳出決算額については次の表のとおりです。

○職員数（令和2年3月1日時点）※水道事業・病院事業を除く

部局	人数
市民生活部	106人
その他の部局	1,088人
全体	1,194人

○令和元年度歳出決算額

一般会計

部局	歳出決算額
市民生活部	2,716,630,895円
その他の部局	73,620,301,597円
全体	76,336,932,492円

特別会計

会計	歳出決算額
交通災害共済	2,547,506円
その他の特会	46,421,012,264円
全体	46,423,559,770円

市民生活部は、市民生活に直結する事業を多方面から広く展開している組織です。

交通対策課においては、地域の総合的な交通体系施策をはじめ、バス路線や都市照明施設に関すること、交通安全対策の企画及び推進、交通安全団体や交通指導員に関すること、自転車の放置防止、駐輪場の管理運営に係る事務などを行っています。

環境課においては、環境政策の総合的な企画、立案等をはじめ、公害防止に係る調査及び指導、河川等の水質調査、公害関係法令に基づく規制や放射線対策の総合調整に関する事務などを行っています。

廃棄物資源課においては、一般廃棄物の減量及びリサイクルに関する取組をはじめ、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・し尿・浄化槽汚泥の収集計画や収集運搬、不法投棄の対策、リサイクルセンターの運営に関する事務などを行っています。

市民課については、住民基本台帳や戸籍に関することをはじめ、市民生活に必要な各種届出の受理や証明書類の発行、マイナンバーカードの交付に関する事務などを行っています。また、谷塚サービスセンター、松原サービスセンター、新田サービスセンターにおいて窓口業務を行っています。

くらし安全課においては、防犯、暴力排除、犬の登録及び狂犬病予防、害虫駆除、動物死体処理、猫その他の小動物に関すること、路上喫煙の防止、空き家、空き地、不適正管理家屋等の対策に関する事務を行っています。また、所管する勤労福祉会館では、労働相談に関すること、内職相談、雇用対策、消費生活センター、消費生活相談、計量法の規定による定期検査等に関する事務などを行っています。

令和元年度及び令和2年度に執行された財務に関する事務について監査を実施したところ、概ね適正に執行されていると認められました。

(3) 建設部

建設部には、建設管理課、河川課、道路整備課及び維持補修課が置かれ、4課の体制となっています。

令和元年度の職員体制及び歳出決算額については次の表のとおりです。

○職員数（令和2年3月1日時点）※水道事業・病院事業を除く

部局	人数
建設部	59人
その他の部局	1,135人
全体	1,194人

○令和元年度歳出決算額

一般会計

部局	歳出決算額
建設部	6,078,779,537円
その他の部局	70,258,152,955円
全体	76,336,932,492円

特別会計

会計	歳出決算額
公共下水道事業(雨水)	295,474,829円
その他の特会	46,128,084,941円
全体	46,423,559,770円

建設部は、道路や河川などの都市基盤の整備を通し、主にハード面でサービスを提供する組織であると捉えています。

建設管理課においては、道水路等の行政財産と隣接地の境界確認のほか、生活道路確保のための後退用地の受納、水防体制の整備、市道の廃止及び認定に関する事務などを行っています。

河川課においては、排水路及び排水施設の整備のほか、公共下水道雨水事業認可区域における管渠の整備に関する事務などを行っています。

道路整備課においては、都市計画街路や生活道路の整備のほか、橋りょうの補修や耐震化、草加駅東口駅前広場の再整備に関する事務などを行っています。

維持補修課においては、道路・水路に係る修繕や清掃のほか、道路等の占用許可に関する事務などを行っています。

令和元年度及び令和2年度に執行された財務に関する事務について監査を実施したところ、概ね適正に執行されていると認められました。

8 意見

(1) 総合政策部

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、都道府県をはじめ各自治体に対応策に迫られており、本市においては、緊急経済対策及び生活支援としての各種特別給付金制度を整備する一方、財政難に伴う予算の削減や事業の選択を迫られており、限られた財源を有効に活用するための柔軟な発想と将来を見据えた事業展開が求められています。

総合政策部は、こうした様々な施策や方針のかじ取りをする組織として市の中核的な役割を担い、市の基本構想及び基本計画の策定のほか、地域経営の推進、財政運営、情報化の推進、男女共同参画の推進及び公共施設の設計・監理、新庁舎の建設等の事業を所管しています。

本市を取り巻く状況は、加速する少子高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大

に伴う景気の低迷により、税収減は避けられず、長期化することも危惧されています。さらには新庁舎建設や公共施設の修繕など、想定される財源需要が多くあり、市の財政運営はますます厳しくなることが予想されます。財政調整基金についても、十分な額があるとは言いがたく、国・県の補助制度や、ふるさと納税をはじめとする寄附金等も貴重な財源として活用していくことが求められており、限られた財的・人的資源を活用して、いかに効率良く行政課題を解決していくかが重要であると言えます。

今後においても、講じた施策が市民ニーズや社会情勢の変化を的確に捉えているか日々検証しつつ、将来を見据えながら持続可能な行財政運営を確立することで、市民サービスのさらなる向上に努めていただくよう強く望みます。

(2) 市民生活部

市民生活部は、市民の暮らしと密接に関わる事務を専門とし、このまちで生活を続けることで見えてくる様々な課題に対する施策に取り組んでいます。地域住民の日々の生活に根差した分野の業務を中心に扱っていることから、課題や要望等の意見を寄せられることが多い一方で、市民が当事者意識を持ちやすく、実施した事業の成果が目に残りやすいという特徴があります。

施策の推進が生活環境の改善に直結するという市民生活部が担う重責を、現場の確認を優先し、スピード感を持った対応を徹底することで果たしており、その実現のために自ら考え、自ら行動する職員を育てる組織づくりが行われていました。

所掌する事務が多岐に渡り、大量の事務を遅滞なく処理することが求められる中、各所属では限られた職員で施策の実現に向けて懸命に取り組まれています。市民生活に寄与する安定した行政運営のためにも、特定の部署に過度の負担が偏ることのないよう業務分担のバランスに常に留意し、事業の継続に耐えうる体制の構築について検討されることを望みます。

新型コロナウイルスによる感染拡大が及ぼす影響は計り知れず、施策の取捨選択は避けられない事態にあると想定されます。これまでとは一変した社会生活の認識のもと、市民サービスの在り方を含めた様々な事業の見直しが必要となる際に合理的な決断の一助となるよう、日頃から各事業の進捗や達成状況、効果や利害関係者などの把握に努め、変化に伴う混乱を最低限に抑えるための備えを進めてください。また、窓口での市民対応の積み重ねが行政のイメージをつくることから、市民にとっても、配属されている職員にとっても安心できる環境を整えていただき、引き続き暮らしの声に迅速に対応してくれる組織として尽力されることを期待します。

(3) 建設部

建設部は、高度経済成長期における急速な都市化や人口の増加に伴い交通渋滞や水害が多発する中、国・県と共に大規模な道路整備や治水対策を実施し、市民の安全・安心な暮らしに寄与する都市基盤の整備を進めてきました。現在はまちとして成熟期を迎え、新たな設備投資は以前と比べ減少する一方、昨今の異常気象による大型台風やゲリラ豪雨、近い将来予想されている首都直下型地震など、新たな課題への対応として、排水施設の更新や水防体制の強化、橋りょうの耐震化などが行われています。

また、市民生活に直結する道路等においては、職員によるパトロールや市民からの情報提供により、日々膨大な件数の工事・修繕が実施され、適正な維持・管理が図られています。実査において業務内容の説明を受けたところ、道路等の状況によっては職員がその場で直接施工し対応しているとのことでした。即時性・経済性の観点からも大変有効であることから、将来に向けた技術の継承が望まれます。

契約行為に係る事務手続においては、一部適正を欠く内容のものが見られたものの、建設部特有の環境に応じた内部規定やチェックリストが整備されており、継続的に更新することで形骸化を防ぎながら着実に運用しているなど、一定の内部統制が機能していることが確認できました。適正な事務の執行は、業務の質や行政に対する信頼性の向上につながりますので、監査の結果を踏まえ、更なる改善に努めてください。

道路や河川などは、市民生活や経済活動に欠かすことのできない最も基礎的な都市基盤の一つです。財政的な厳しさが増す中、既存資源の活用と新たな投資については、これまでに以上に計画的かつ戦略的な選択が求められます。生活の安全性や利便性を高めつつ、限られた財源を有効活用することで、長期的視点に立った持続的なまちづくりが実現されることを望みます。